

社会福祉法人 照輝会

認定こども園なおみ園 運営規定（園規則）

（施設の目的）

第 1 条 社会福祉法人照輝会が設置する認定こども園なおみ園（以下「当園」という）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培うために、適切な環境を通して、子どもに対する教育及び保育を一体的に行い、保護者に対する子育て支援を総合的に提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 教育基本法、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、家庭との連携を図り、教育と保育が一体的に展開される生活や遊びを通して、園児一人一人の特性や発達の過程・課題に即した指導を通して、興味・関心・意欲・粘り強さ等生きる力の基礎を培う。人権尊重とプライバシー保護を第一義とし、常に児童の最善の幸福を願うために保護者から意見や要望があれば真摯に傾聴し、不明なところがあれば丁寧に説明をして、教育と保育が一体化したよりよい教育保育のために努力研鑽することを基本とする。

（名称及び所在地）

第 3 条 当園の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1） 名 称 認定こども園なおみ園
- （2） 所在地 五所川原市みどり町 4 丁目 126 番地 1

（入園資格）

第 4 条 当園に入園することができる者は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子ども及び 3 歳未満の保育を必要とする子どもたちとする。

（提供する教育・保育の内容、子育て支援）

第 5 条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（以下「支援法」という。）、その他関係法令等を遵守し、幼稚園教育要領（平成 29 年告示）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年告示）、保育所保育指針（平成 29 年告示）に沿って乳幼児の発達に必要な教育・保育を総合的に提供する。

提供する教育保育の内容は、子どもの生きる力の基礎となる心情・意欲・態度を育成することであり、その内容は、園児の発達の側面から「健康・人間関係・環境・言葉・表現」の 5 領域の内容を通して総合的に達成される。自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な活動であり、主体的な遊びを通してねらいが達成されるように、子どもの活動・環境構成等計画的な保育者の働きかけを行う。

（1）心身ともにたくましい子（2）生命を大切にし思いやり豊かな子（3）自ら判断し能動的な子を育成するために、健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培い、保育者は園児と共に適切な環境を創造し、生活や遊びを通して義務教育及びその後の教育の生きる力の基礎を培うために、子どもの最善の利益を考慮しつつその生活を保障し、保護者とともに園児を心身ともに健やかに育成し、保護者に対する子育ての支援を総合的に提供する。

第 6 条 当園は、園の保護者と常に密接な連携を保ち、園児の教育保育方針、成長及び園の運営について、園便り、クラス便り、個人別の連絡帳、クラス懇談、個人面談などを通じて保護者の理解と協力を得るものとする。

2 当園は、子育て支援事業として、次の事業を実施する。

- （1）延長保育（2・3号認定児）

- (2) 一時預かり保育
- (3) 地域活動事業
- (4) 預かり保育（幼稚園型）
- (5) 休日保育

第 7 条 当園が教育・保育を提供するに当たり配属する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の配置については、国で定める配置基準以上で、教育・保育を実施する上で望ましいとする職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 園長 1名
 - (2) 副園長 1名
 - (3) 主幹保育教諭 1名
 - (4) 副主幹保育教諭 1名以上
 - (5) 保育教諭・保育士 10名以上
 - (6) 栄養士 1名以上
 - (7) 調理師 1名以上
 - (8) 看護師 1名以上
 - (9) 園医 1名
 - (10) 園歯科医 1名
 - (11) 園薬剤師 1名
 - (12) 事務用務職員 1名
- 2 前項の職員のほか、当園にその他必要な職員を置くことがある。
 - 3 園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、一体的な管理運営を行う。
 - 4 副園長は、園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園の運営管理等必要な事務処理、経理処理並びに職員の資質向上をつかさどる。
 - 5 主幹・副主幹保育教諭は、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育・保育をつかさどる。
 - 6 保育教諭は、園の全体的な計画に基づき、園児に教育及び保育を一体的に実施する。
 - 7 調理師、栄養士は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動等を行う。
 - 8 園医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
 - 9 園歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、定期歯科検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。
 - 10 園薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行う。
 - 11 事務用務員は、園内外の清掃・遊具点検・冬期間の除排雪等の作業を行う。

(学年及び学期)

第 8 条 当園の学年は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

2 1年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(教育保育の提供を行う日)

第 9 条 当園の教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月3日を除く。

(教育・保育週数・時間数)

第 10 条 当園の年間の教育・保育週数は39週以上とし、1日の教育・保育時間数は4時間以上とする。

2 教育・保育の一日の時間数は、次の通りとする。

区分	年齢	認定	教育・保育基本時間
1号認定	満3歳以上	教育標準時間認定（標準4時間）	7:00～13:00（6時間）
2号認定	満3歳以上	保育標準時間利用認定（原則8時間）	7:00～18:00（11時間）
		保育短時間利用認定（原則6時間）	7:00～15:00（8時間）
3号認定	満3歳未満	保育標準時間利用認定（原則8時間）	7:00～18:00（11時間）
		保育短時間利用認定（原則6時間）	7:00～15:00（8時間）

- 3 当園が定める開所時間は、次の通りとする。
月～土 午前7時から午後7時までとする。

（保育年限）

第 11 条 当園の教育保育年限は1号、2号認定者は、3年、3号認定者は、6年とする。

（保育料その他の費用）

第 12 条 教育・保育給付認定保護者は、教育・保育給付認定保護者の居住する市町村長が定める保育料を、当園に支払うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、別表1に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、理事会が定めた別表Iの教育・保育給付を認定保護者から実費負担を受けるとする。

（定員）

3 但し、やむを得ない事情がある場合に限り、五所川原市の判断等により、定員を超えて入園を認めるものとする。

4 学級編成

当園の学級数は次のとおりとし、1学級は、学年の始めの日において同じ年齢にある園児30人以内で編成するものとする。

- 1号認定者 15名（満3歳児・3歳児計5名 4歳児5名 5歳児5名）
2号認定者 5歳児1学級10名 4歳児1学級10名 3歳児1学級10名
3号認定者 2歳児1学級12名 1歳児1学級13名 0歳児1学級15名

但し、1号認定者15名、2号認定者30名の範囲内において、3歳以上児の1学級の人数の変更を許容するものとする。同じく、3号認定者40名の範囲内においても、3歳未満児の1学級の人数の変更を許容するものとする。

（入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項）

第 13 条 当園は、市町村から教育・保育の実施について教育・保育給付認定を受けた1号認定児からのおみ園の利用について申し込みがあったときには、次に掲げる理由を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合
(2) 利用定員を上回る利用の申込があった場合
(3) 当該入園志望者に特別な事情があると認められ、当園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

2 1号認定児について、利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者は、優先して入園させる。
(2) 非課税世帯（一人親家庭等）の場合は、前号の次に優先して入園させる。
(3) その他の者は先着順（抽選、面接等）により選考し、入園させる。

3 支援法第19条第1項第2号認定児及び支援法第19条第1項3号認定児については、支援法第42条の規定により、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときは、これに応じる。

4 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの教育・保育給付認定保護者とその内容を確認の上、利用にかかる契約を結ぶものとする。

- 5 退園又は休園しようとする1号認定児は、教育・保育給付認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。
- 6 当園の2号認定児及び3号認定児が次のいずれかに該当するときは、教育・保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が認定を取り消したとき。
 - (2) 教育・保育給付認定保護者から利用している園の退園届等の提出があったとき。
 - (3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(成績の評価)

第14条 満3歳以上の各学年の課程の修了は、園児の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(修了)

第15条 園長は、園児が全課程を修了したと認めるときは、卒園時に修了証書を授与する。

(ほう賞)

第16条 心身の発達が著しく他の規範となる者は、これをほう賞する。

(緊急時における対応方法)

- 第17条 当園は、教育・保育の提供中に、園児の健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。
- 2 教育・保育の提供により事故が発生により事故が発生した場合は、五所川原市及び保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
 - 3 園児に対する教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害補償を速やかに行い、事故対応マニュアルに基づいて対応する。

(非常災害対策)

第18条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施し、防災マニュアルに基づいて対応する。

(虐待の防止のための措置)

- 第19条 当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のための措置を講ずる。
- (1) 人権の養護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 同条第1項第2号における虐待等の行為とは、体罰(身体的・精神的)、親のDVが与える影響等の行為をいう。
 - 3 当園は、教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者(保護者等利用子どもを現に養育する者)による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、五所川原市福祉部子育て支援課保育係及び児童相談所等適切な機関に通告する。
(虐待防止マニュアルに基づいて対応する)

(苦情対応)

第20条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して、必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

- 第 21 条 当園は、安全かつ適切に、質の高い教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
 - 3 アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。
 - 4 当園は、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、振り返りを行い、再発防止のための対策を講じる。
 - 5 事故については、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、五所川原市にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

- 第 22 条 当園では、園児及び職員に対する健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に基づいて実施する。
- (1) 保育士・教諭は、園児の成育歴、既往症、家族の健康状態の調査を行う。
 - (2) 園児の身長、体重の測定（毎月）
 - (3) 嘱託医による検診（内科検診・・・年2回、歯科検診・・・年2回）
 - (4) その他の予防等の実施
 - (5) 職員の健康診断（年1回）
 - (6) 園舎内外の消毒、清掃

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

- 第 23 条 当園は、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(業務の質の評価)

- 第 24 条 当園は、教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、教育・保育の質の向上を目指す。
- 2 保育教諭等の自己評価及び認定こども園の自己評価については、年1回はを行い、利用者アンケートについても、その結果を公表する。

(秘密の保持)

- 第 25 条 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の秘密を保持する。
- 2 子育て支援事業を利用した子どもやその家族の秘密を保持する。
 - 3 連携施設の利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 4 職員でなくなった後においても同様に秘密を保持する。

(記録の整理)

- 第 26 条 当園は、教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成・整備し、その完結の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|-----------------------------|------|
| (1) 教育・保育の実施に当たっての計画 | 5年保存 |
| (2) 提供した教育・保育に係る記録 | 5年保存 |
| (3) 市町村への通知による記録 | 5年保存 |
| (4) 教育・保育給付認定保護者からの苦情の内容の記録 | 5年保存 |

- (5) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 5年保存
 (6) 幼保連携型認定こども園教育保育要録 当該児童が小学校を卒業するまで
 (学籍に関する記録については20年間保存)

(利用料の額)

第 27 条 当園の利用料の額は、居住の市町村の定める額とする。

2 認定に応じた基本時間を延長する場合の利用料は、下記の通りとする。

区 分	認定	基本時間	基本時間延長 利用料金	基本時間延長以外 利用料金
1号認定 (満3歳以上児)	教育標準時間認定	7:00～13:00 (6時間)	13:00～19:00 1日100円 月上限500円	
2号認定 (満3歳以上児)	保育標準時間利用認定	7:00～18:00 (11時間)	18:00～19:00 0円	19:00～19:30 10分毎に 100円加算
	保育短時間利用認定	7:00～15:00 (8時間)	15:00～19:00 0円	19:00～19:30 10分毎に 100円加算
3号認定 (満3歳未満児)	保育標準時間利用認定	7:00～18:00 (11時間)	18:00～19:00 0円	19:00～19:30 10分毎に 100円加算
	保育短時間利用認定	7:00～15:00 (8時間)	15:00～19:00 0円	19:00～19:30 10分毎に 100円加算

3 利用料等その他の費用については、特別な教育活動としての活動等、年度当初に保護者に説明して報告するものとする。

(利用料等の納付方法)

第 28 条 当園に在園する者は、認定に応じた居住の市町村の定める金額及び給食費5,000円(主食費500円・副食費4,500円)について、毎月その月分の利用料を月末までに納付しなければならない。但し、預かり保育・延長保育・休日保育等の翌月請求となる利用料は、翌月の10日までに納付するものとする。

(利用料等の減免)

第 29 条 園長は、経済的事実等により、特に必要があると思われる者に対し、利用料を減免することができる。

(利用料等の還付の制限)

第 30 条 既納の利用料等は還付しない。

(利用料滞納者に対する処置)

第 31 条 園長は、保育料の未納が納期後1ヶ月以上に及んだ園児について、登園を停止し、なお引き続き利用料を納付しないときは、これを除籍することがある。

(保健衛生管理)

第 32 条 当園は、保健衛生管理を次のように実施する。

- (1) 保育士・教諭は、園児の成育歴、既往症、家族の健康状態の調査を行う。
- (2) 園児の身長、体重の測定(毎月)
- (3) 嘱託医による検診(内科検診・・・年2回、歯科検診・・・年2回)
- (4) その他の予防等の実施
- (5) 職員の健康診断(年1回)
- (6) 園舎内外の消毒、清掃

(安全管理)

第 33 条 職員は、施設、遊具、火気などに注意し、その安全を確認し、事故を未然に防止することに努めるとともに、交通安全の指導並びに避難訓練を計画し、実施しなければならない。

(危機管理)

第 34 条 当園は、緊急時等における対応方法と非常災害対策に関して、「危機管理マニュアル」に基づく対応を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 35 条 当園は、利用乳幼児の虐待の防止に関して、「虐待対応マニュアル」に基づく対応を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 36 条 当園は、個人情報の保護に努め、別紙の通り個人情報保護規定を定めるものとする。

(要望と苦情処理)

第 37 条 当園は、要望及び苦情等の解決に努め、別紙の通り、要望等解決処理規定を定めるものとする。

(補 足)

第 38 条 この園則で定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規則は、平成27年4月1日より施行する。
1. この規則は、平成28年4月1日より改正施行する。
1. この規則は、平成29年4月1日より改正施行する。
1. この規則は、平成30年4月1日より改正施行する。
1. この規則は、令和1年10月1日より改正施行する。
1. この規則は、令和2年3月1日より改正施行する。

別表 I

(1) 1号認定児の教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容求める理由及び目的	金額
1. 給食費	主食費、副食費	主食費 500円 副食費 4,500円
2. 一時預かり	人件費、光熱水費、おやつ費等	1日 100円 月上限 500円
3. バス代 (希望者のみ)	バス購入費、整備費、ガソリン代、人件費 (月額とする)	月 0円 (運営費より)
4. 休日保育	人件費・光熱水費・おやつ費等	1日 1,500円 (利用1週間以内の振休取得者は、利用料0円)

(2) 2号認定児の教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容求める理由及び目的	金額
1. 給食費	主食費・副食費	主食費 500円 副食費 4,500円
2. 延長保育 保育標準時間認定 保育短時間認定	人件費・光熱水費・おやつ費等	月 0円 (運営費より)
3. 特別延長料金	人件費・光熱水費等	19時以降、10分延長 毎に100円加算
4. バス代 (希望者のみ)	バス購入費、整備費、ガソリン代、人件費 (月額とする)	片道1,000円 往復2,000円 第二子以降は半額
5. 休日保育	人件費・光熱水費・おやつ費等	1日 1,500円 (利用1週間以内の振休取得者は、利用料0円)

(3) 3号認定児の教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容求める理由及び目的	金額
1. 給食費	保育料に含まれる	
2. 延長保育 保育標準認定児 保育短時間認定児	人件費・冷暖房費・おやつ費等	月 0円 (運営費より)
3. 特別延長料金	人件費・光熱水費等	19時以降、10分延長 毎に100円加算
3. バス代 (希望者のみ)	バス購入費、整備費、ガソリン代、人件費 (月額とする)	片道1,000円 往復2,000円 第二子以降は半額
4. 休日保育	人件費・光熱水費・おやつ費等	1日 1,500円 (利用1週間以内の振休取得者は、利用料0円)